

第 48 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 7 年 9 月 25 日（木） 13:30 ～ 14:55

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、栗形麻樹子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、中村純、増村健一

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたシンメチリンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

（2）農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたブロマシル及びフロラスラムを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 4 及び 5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

（3）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたエスプロカルブ及びブタクロールを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料 6 及び 7）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

- (意見) ブタクロールの原体規格について、有効成分の含有濃度が「910 g/kg 以上」と他の農薬と比較して低い理由は何か。
- (回答) 原体の組成分析結果に基づき原体規格を設定しており、農薬によって有効成分及び不純物の含有濃度が異なることによる。
- (意見) ブタクロール農薬使用者安全評価書(資料7-2)を確認すると、有効成分含有量と投下量が同じにもかかわらず、製品間で防護装備が異なるがその理由は何か。
- (回答) 申請された防護装備を用いて暴露評価をしているため、製品間で防護装備が異なる場合がある。
- (意見) 評価書に記載されている防護装備が再評価後の製品のラベルに記載されると考えてよいか。
- (回答) 基本的には、評価書に記載されている防護装備がラベルに記載されるが、製品によっては、申請者が防護装備を追加する場合もある。
- (意見) 混合剤のその他有効成分や補助成分によって製剤の毒性が異なり、その結果、異なる防護装備がラベルに記載される場合もある一方で、申請者の販売戦略等により、同じ使用方法であっても製品間でラベルに記載されている防護装備が異なる場合もあるものと理解。指導の現場で混乱が生じないように、農林水産省として説明する必要があるものと思料。

(4) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、ジカンバ(別名MDBA)を有効成分として含む農薬の変更の登録、カフェンストロール、ジチアノン、テブフェンピラド、フルチアセットメチル、ヘキサコナゾール及び2,4-D(2,4-Dイソプロピルアミン塩(別名2,4-PAイソプロピルアミン塩)及び2,4-Dジメチルアミン(別名2,4-PAジメチルアミン))を有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」(資料8-1)、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」(資料8-2)及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について(報告)」(資料8-3)に基づき説明し、了承された。

質疑応答なし。

(5) 農薬原体部会決定の一部改正について

農薬原体部会の委員より、「「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」の改正について（報告）」（資料9）に基づき、含有濃度が10 g/kg以下の不純物については急性経口毒性試験を要求しないこととした農薬原体部会決定の改正について、報告された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）EUのデータ要求の考え方も踏まえ国際調和について検討したとのことだが、米国の状況は調査したのか。

（回答）米国の状況についても調査したが、公表資料は見つからなかった。

（意見）EUが資料9に示されたデータ要求の考え方としたのは最近のことか。

（回答）最近のことではなく、従前より資料9に示したデータ要求の考え方となっている。

(6) その他

事務局より、生物農薬の審議の円滑化の観点から、「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」（参考資料4）の要件について、まずは生物農薬評価部会で議論し、その後、農薬分科会で議論することを提案し、了承された。

また、第47回農薬分科会において「農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について」（資料7）にいただいたご指摘について修正した資料を農林水産省のホームページに掲載した旨が報告された。

質疑応答なし。

（以上）